

中小企業販路開拓展開等支援補助事業 (クール京都 首都圏・海外発信事業) 手 引 き

補助事業を実施する皆様へ

このたびは、厳しい競争の中、採択され、おめでとうございます。

この機会を活かし、事業を成功いただき、御社の販路開拓に是非ともつなげていただきたいと存じます。

一方で、補助金には京都府の財源（税金）が使われていますので、補助事業を実施する皆様は、適正な執行管理が必要です。

この手引きでは、補助事業の実施に際して守っていただきたい点についてまとめておりますので、事業実施に当たっては、手続きを行う都度、参考書として活用してください。

実施に際して不明な点が生じたり、変更の承認を受けなければならない場合等が生じたときは、下記の連絡先まで御連絡いただき、事前に御相談ください。

※ 本書は必ずよく読んで、大切に保管しておいてください

連絡先	(公財)京都産業21 経営革新部 経営企画グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 (京都府産業支援センター内) TEL 075-315-8848 メール keieikikaku@ki21.jp
-----	---

公益財団法人京都産業21

目 次

I	補助事業の実施にあたって	1
II	経理上の証拠書類について	4
III	実際の処理上の注意点	5
IV	主な費目ごとの注意事項	7
V	補助事業の実施に伴う報告等	8
VI	補助事業に係る検査	9
VII	補助事業終了後の事務処理	10
VIII	その他	10

I 補助事業の実施にあたって

1 基本的事項

(1) 補助事業を成功させてください。

多数の申請の中から選ばれた皆様には、補助事業による成果が期待されています。

(2) 京都府の「公金」なので、適正な経理処理に努めてください。

ア 補助事業に係る経理処理については、申請書に記載された事業担当者が責任を持って行うとともに、複数の人によるチェックを経てください。

イ 経理処理について、通常の業務と補助事業は明確に区別してください。

補助事業であることを明確にするため、伝票及び証拠書類は、通常の経理事務とは区別してわかるように整理、保存してください。

(3) 経費の支出にあたっては、客観的に合理性のあるものにしてください。

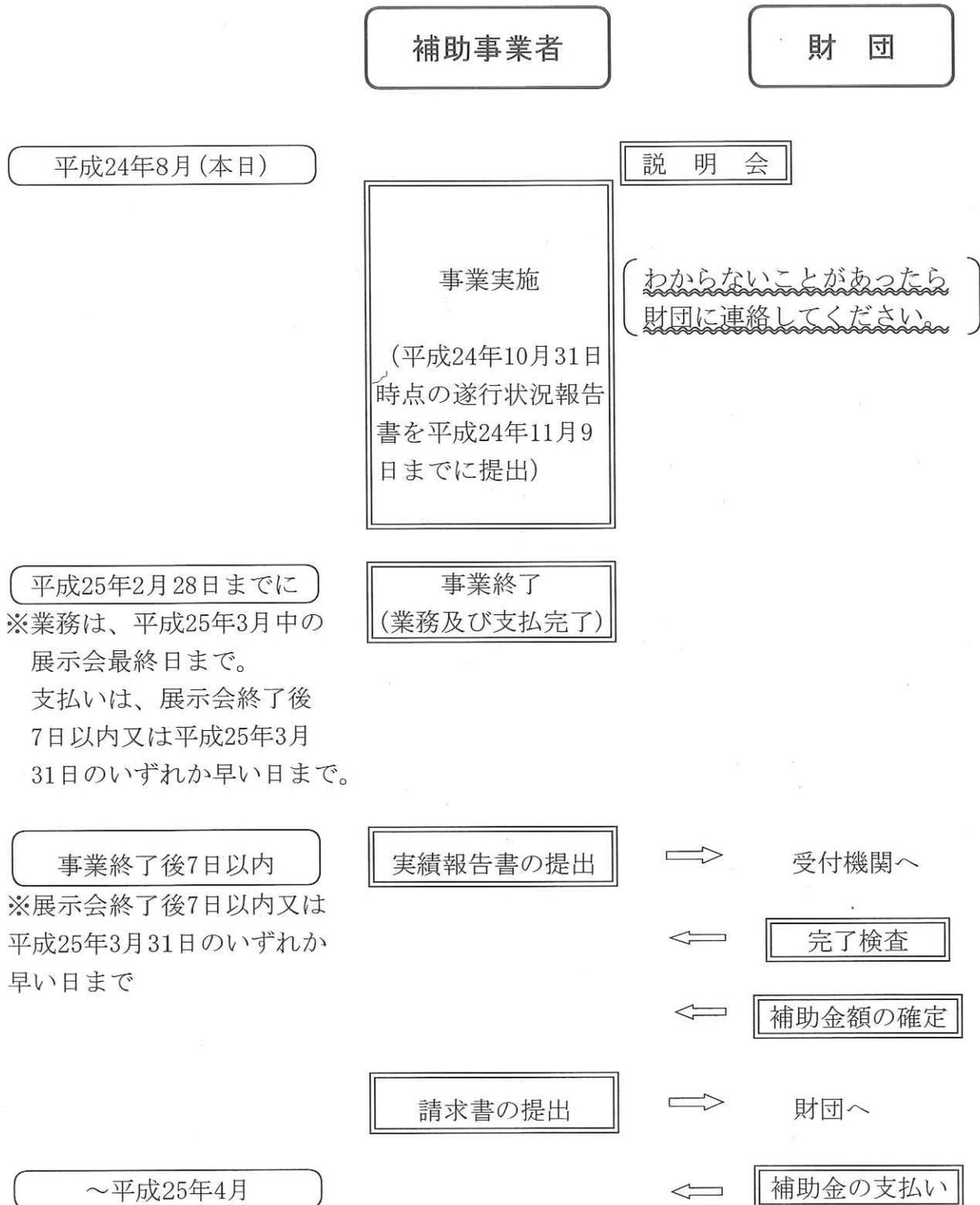
業務の発注や物品の購入に際しては、基本的には最も安価な業者を選定してください。

(4) 証拠となる資料や物品は必ず残してください。

補助事業のための見積書、発注書、納品書、請求書、領収書等は必ず保管してください。

(5) 事業実施の中でわからないことがあったら、遠慮なく財団に問い合わせてください。

2 手続きの基本的な流れ(イメージ)



<注意>平成25年3月1日以降展示会出展の場合について※摘要

3 事業実施に際して特に注意していただきたいこと。

(1) 補助事業期間と経費の支払いについて

- 補助事業は平成24年4月1日以降に開始し、平成25年2月28日までに終了していただく必要があります。(平成25年3月1日以降展示会出展の場合は、3月中の最終日まで補助事業期間です。)
- 事業期間で、事業の開始とは、契約行為や発注等をいいます。
- 平成24年3月31日以前に発注や請求のあったものは対象になりません。
- 事業の終了とは、業務及び支払いの完了です。
- 平成25年3月1日以降の支払いは補助金の対象外になります。(平成25年3月1日以降展示会出展の場合は、展示会終了後7日以内または平成25年3月31日のいずれか早い日までに支払い完了が必要です。)

(2) 事業計画の変更について

- 次の場合は、変更承認申請の手続きが必要ですので御注意ください。
 - ① 申請書の「事業計画の内容」中の「事業計画の具体的内容」に新たな内容を追加する、又は、大幅に変更する場合。
 - ② 申請書の「今年度実施する事業に要する経費」に新たな項目の支出を追加する場合。
- 補助対象事業費が交付決定金額の2倍に満たなくなった場合、補助金が減額になります。

(3) 補助対象にならない経費について

人件費(給与等)、借入金及び支払利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用。

特に、消費税、振込手数料や代引き手数料については御注意願います。

振込手数料を差し引いて振り込む場合は、差し引き後の額が補助対象額となりますので御注意ください。

(4) 補助事業の経理処理について

補助事業の支出の都度、補助簿(別紙の様式を使用してください。)に記載し、証拠書類を整理の上、保管してください。

Ⅱ 経理上の証拠書類について

一件の支払ごとに証拠書類として、見積書、発注書、納品書、請求書及び領収書等必要な書類を徴取し、コピーをまとめて整理・保管してください。

また、原本はわかるように保管してください。

【証拠書類一覧】

証拠書類	摘 要
見積書	10万円を超える取引の場合、見積書を徴取してください。 相手方の押印のあるもの(原本)が望ましいですが、FAXでも可です。 宛先(御社名)、見積社名、日付、内容、見積条件(有効期限、納期、受け渡し場所、支払い条件等)、数量、単価、税抜き金額を明記してください。 インターネットで購入する場合は、ネット上最安値であることがわかる画面を印刷し保管してください。
発注書 (注文書、契約書)	発注書、注文書の原本がない場合は、控えや写しを保管してください。 発注書、注文書では仕様、個数、納期等詳しい内容を明記してください。 契約書には仕様書等を添付し、詳しい内容がわかるようにしてください。 発注書や契約書を作成しない場合は、見積書に「〇月〇日発注」の旨記載するなど、発注内容や発注日がわかるようにしてください。
納品書	納品日、検収日が特定できるようにしてください。 納品物の品番、型式、数量等がわかるものにしてください。
請求書	宛先(御社名)、請求者の記名・押印、但し書き(請求内容がわかること)、日付を明記してください。特に、但し書きが抜け落ちる場合が多いですので、御注意ください。 請求書で数量を「一式」とした場合、「一式」の内訳表も必ず付けてください。
振込依頼書(海外への支払の場合は送金依頼書)又は領収書	振込依頼書や送金依頼書がある場合は領収書は不要ですが、補助事業以外と合算して支払う場合は、補助事業分が特定できる明細書を作成の上、保管してください。 領収書には、宛先(御社名)、支払先の記名・押印、但し書き(領収内容がわかること)、日付を明記してください。特に、但し書きが抜け落ちる場合が多いですので、御注意ください。 量販店等で購入する場合も必ず領収書を徴取してください。(レシートはその明細として保管してください。)

経理上の証拠書類以外に保管していただく書類については、次ページ以降に記載していますので、御注意ください。

Ⅲ 実際の処理上の注意点（事業の流れに沿った注意点）

1 業者からの見積り

- 10万円を超える取引の場合、複数の会社から見積りを徴取してください。
物品の購入や業務の発注の際には最も安価な業者を選定していただく必要がありますので、2社以上の会社から見積りを取り、価格の比較を行った上で購入業者を決定してください。
ただし、実際にはその業務に精通していたり、その業者しか必要なものが手に入らない等、価格だけの理由では選べない場合には、その理由を具体的に説明した書面を作成の上、保管してください。

2 納品（完成）

- 補助金で購入した10万以上の単価の機械装置、工具器具、試作品等は、取得財産管理台帳（別紙の様式を使用してください。）に記載し、「平成24年度販路開拓展開等支援補助事業」と明記したシールを貼付してください。
- 原稿料、調査研究費、外注費、翻訳料、デザイン料、印刷製本費及び委託料の支出があったときは、原稿、報告書、設計図、データ類などの成果品を証拠書類として保管してください。
- 展示会の場合は、出展状況がわかる写真や使用したパンフレット、配布品等も保管してください。
- 工事実施の場合は、着工前と完成後の写真（日付明記のこと）を撮影、保管してください。
- 印刷発注の場合は、1～2枚の成果品を保管してください。
- 納品書と請求書は記載内容を統一してください。

3 支払い

- 原則として銀行振込にしてください。
- 代表者以外の方の名義での取引は避けてください。
- 振込依頼人は補助対象者にしてください。
- 法人の場合は、会社の口座を使用してください。
- 金融機関振込の場合は振込手数料は補助の対象外になります。
- 振込手数料を取引先がサービスで負担する場合がありますが、その場合は、支払額（＝補助対象額）から振込手数料分が減額になりますのでご注意ください。
- 補助事業以外の事業と相殺しての支払いはしないでください。

- やむを得ず小切手で支払う場合は平成25年2月28日（平成25年3月1日以降の展示会出展分については、その展示会終了後7日以内、又は、平成25年3月31日のいずれか早い日）までに引き落とされることが条件になります。また、証拠書類として、小切手の控えを保管してください。（手形の場合も同様です。分割して支払う場合は、平成25年2月28日（平成25年3月1日以降の展示会出展分については、その展示会終了後7日以内、又は、平成25年3月31日のいずれか早い日）までに決済された金額のみが補助の対象になります。）
- クレジットで購入した場合は、クレジット会社への払い込みの書類も必要になり、事務が繁雑になりますので、できるだけ避けた方がよいです。やむを得ず行う場合も、リボ払いは決してしないでください。クレジットで支払う場合も平成25年2月28日（平成25年3月1日以降の展示会出展分については、その展示会終了後7日以内、又は、平成25年3月31日のいずれか早い日）までに引き落とされることが条件になります。
- 量販店等で購入する場合、ポイントカードは使用しないでください。
- 補助対象経費を外貨で支払った場合には、決済日の為替レートがわかるものを保管しておいてください。

4 完了後の処理

- 補助事業の収支状況を記載した補助簿（別紙の様式を使用してください。）及び証拠書類を事業完了後5年間（平成30年3月31日まで）整備・保管してください。
- 「補助金」の収入があったことを決算書（損益計算書等）に掲載してください。

IV 主な費目ごとの注意事項

費 目	注 意 事 項
原材料費	<p>○原材料の使用については、必ず受払簿（別紙の様式を使用してください。）に、受払の都度、「種別」「年月日」「数量」等を記載し、保管してください。（補助対象期間内未使用の場合、未使用分が補助対象外となる場合があります。）</p> <p>○開発途上で発生した仕損じ品、使用したテストピース（試験片）等は、廃棄せず、保管してください。 全ての保管が不可能な場合は、一部を保管するか、または写真・証拠品を整備・保管してください。</p>
機械装置費 工具器具費	<p>○カタログ、仕様書等を保管してください。</p> <p>○自社で製造、改造または修繕を行う場合は、内容が詳細にわかるもの（設計図、仕様書等）を作成し、保管してください。</p> <p>○補助事業で取得した10万円以上の単価の機械装置、工具器具、試作品等については、取得財産管理台帳（別紙の様式を使用してください。）を備え付け、補助事業完了後も保管状況を明らかにしておいてください。また、補助事業で取得したことがわかるように、ラベルを貼付してください。</p>
外注加工費 外部委託費 など	<p>○外注加工、委託を行う場合は、内容が詳細にわかるもの（設計図、仕様書等）を作成し、保管してください。</p> <p>○委託に際しては、必ず書面で契約を締結してください。</p>
謝 金	<p>○謝金の単価基準を明確にしてください。</p> <p>○議事録等を作成し、謝金と旅費等の明細が確認できるようにしてください。</p>
旅 費	<p>○補助事業に係る旅費は、必ず領収書を徴収してください。また、旅費が多数の場合は、支払月毎に旅費計算書（別紙様式使用）を作成してください。</p> <p>○補助事業者の旅費規程がある場合は、それに基づき支出し、出張者に支払った証拠書類等を残してください。</p> <p>○海外出張で外貨で支払う場合は、支払い当日の為替レートがわかるものを保管してください。</p> <p>○次のものは、補助対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的地以外の経路を含む出張代 ・タクシー代、グリーン料金、ガソリン代、航空機のビジネス料金・ファースト料金 ・朝食を含む飲食代 ・日当
会議費	<p>○会場借料等会場の使用に係る経費が該当します。</p> <p>○飲食に係る経費（飲み物代など）は、補助対象になりません。</p>

V 補助事業の実施に伴う報告等

補助事業者は、以下の区分によって書類を提出していただく必要があります。
いずれの場合も、書類を申請書受付機関に提出してください。

提出部数は、財団が窓口の事業者は原本1部、広域振興局が窓口の事業者は2部（うち1部はコピー）です。

1 必ず提出が必要な書類

書類名	内容	提出期限
遂行状況報告書 (第5号様式)	平成24年10月31日現在の補助事業の遂行状況をまとめたもの。 (この時点で事業終了の場合は不要です。)	平成24年11月9日
実績報告書 (第6号様式)	補助事業の終了後、その成果を取りまとめたもの	事業を終了した日から7日以内（平成25年3月1日以降展示会出展の場合は、事業を終了した日から7日以内または平成25年3月31日のいずれか早い日）

2 必要に応じて、提出が必要なもの

財団担当者にまず電話等で事前に相談し、速やかに提出してください。

書類名	提出することが必要な場合
変更承認申請書 (第3号様式)	次の一つに該当する場合 ① 申請書の「事業計画の内容」中の「事業計画の具体的内容」に新たな内容を追加、又は、大幅に変更する場合。 ② 申請書の「今年度実施する事業に要する経費」に新たな項目の支出を追加する場合。
事業中止（廃止）承認申請書 (第4号様式)	補助事業がなんらかの事情により遂行が不可能となり、途中で中止したり、廃止する場合
代表者等の変更届出書 (任意様式)	補助事業者の代表者、所在地、社名、代表者印等に変更があった場合

VI 補助事業に係る検査

財団は、補助事業の実施状況を確認するため、中間検査を行うことがあります。

また、完了検査（原則現地調査）を実施します。この検査により、補助事業の成果が認められ交付決定及び交付条件に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金を支払うこととなります。

1 検査における確認内容

(1) 取引関係書類の確認

見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、振込依頼書、領収書等が支払いごとに整理されているか原本を確認します。

(2) 帳簿、台帳等の確認

総勘定元帳や現金出納帳などを、確認することがあります。

(3) 写真、試作品、成果品等

事業の実施における証拠品として、写真・試作品・成果品等の物的証拠の確認を行います。

現物とともに、取得財産管理台帳（別紙の様式を使用してください。）を整備し、機械装置、工具器具等が適正な管理が行われているか確認します。

試作品、機械装置、工具器具等には「平成24年度販路開拓展開等支援補助事業」と明記したラベルを貼付しておいてください。

また、取得財産がある場合は、必ず現地検査を実施します。

(4) 報告書、議事録、データ、受払簿等

事業の実施状況を業務報告書や成果報告書等により確認します。また、原材料・配布物等の受払状況を受払簿等により確認します。

2 その他

(1) 完了検査において実績報告書と事業内容に相違があると認められる場合には、補助対象外となりうる場合があります。

(2) 検査において補助事業の証拠書類に不備が認められる場合には、補助対象外経費として取り扱う場合があります。

(3) 検査時には事業の効果・成果などヒアリングします。

VII 補助事業終了後の事務処理

補助事業者は、補助事業終了後も次の事項についての義務及び報告を行う必要があります。

1 経理処理

証拠書類を整理し、平成25年度から5年間（平成30年3月31日まで）保存してください。

2 取得財産の管理及び処分

機械装置、工具器具等の取得財産について、財団理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保等に行うことはできませんので、留意してください。

3 事業実施状況の報告について

財団が求めた場合、事業完了年度の翌年度から5年間、財団が指定する期日までに報告書を作成して提出してください。

報告様式 補助金交付要領 第8号様式

提出部数 1部

VIII その他

補助金の交付を受けられた事業について、その概要を公益財団法人京都産業21のホームページ等で発表することがありますので、御協力をお願いします。